

栃木県景観条例に基づく

# 「大規模行為届出制度」のあらまし

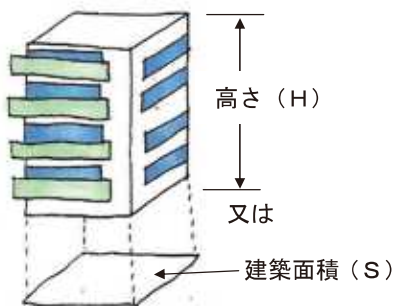


 栃木県

Tochigi Prefecture

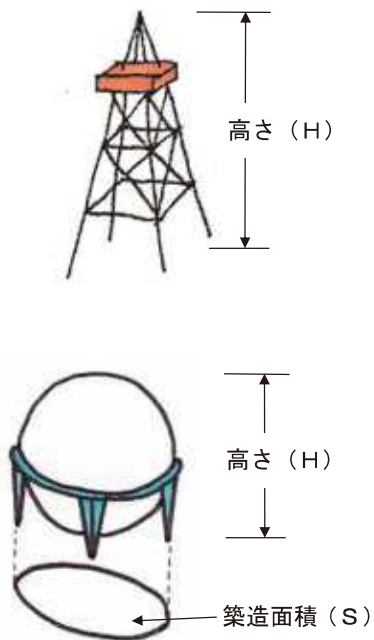
# 次のような行為が届出の対象となります。

## 1. 一定基準を超える高さや建築面積の建築物



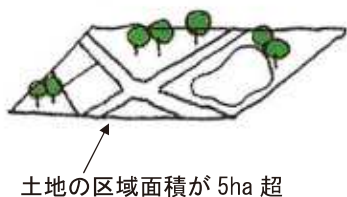
区 分		届出対象の建築物	
		高さ (H)	(又は) 建築面積 (S)
都市計画区域	商業地域	31m超	2,000 m <sup>2</sup> 超
	上記以外の用途地域	20m超	1,500 m <sup>2</sup> 超
	用途地域以外の地域	13m超	1,000 m <sup>2</sup> 超
都市計画区域以外の地域			

## 2. 一定基準を超える高さや築造面積の工作物



項 目	届出対象の工作物	
	高さ (H)	(又は) 築造面積 (S)
① さく、塀、垣 (生け垣を除く。)、擁壁等	5m超	—
② 煙突、排気塔等	15m超	
③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等		
④ 記念塔、電波塔、物見塔等		
⑤ 高架水槽、冷却塔等		
⑥ 広告塔、広告板等		
⑦ 彫像、記念碑等		
⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	20m超	1,000 m <sup>2</sup> 超
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	15m超	
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設		
⑪ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設		
⑫ 自動車車庫の用に供する施設		
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		

## 3. 一定基準を超える面積の開発行為



都市計画法に規定する開発行為で、当該行為の土地の区域の面積が5haを超えるもの。(ただし、都市計画事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行として行う開発行為は除く。)